

■ 事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類 ■

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出事業所	一廃	産廃
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業： 工作物の新築、改築、造成、除去に伴うもの 農業（出荷用のダンボール）	○	○
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、 新聞業、製本業等	○	○
	雑誌、新聞紙、事務用印刷紙、 カタログ、梱包紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	○	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、 伐根・伐採材、水道解体材等	建設業： 工作物の新築、改築、造成、除去に伴うもの		○
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、 家具製造業等		○
	木製机、テーブル、いす、梱包材、 板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等 物品賃貸業に係る廃木製品	○	○
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		○
	測量杭、測定ポール	測量業	○	
	街路樹剪定木、庭木剪定木、刈草	造園業、園芸サービス業	○	
	河川・道路管理等に伴う流木、 木ぎれ、刈草	国・県・市等管理者	○	
	間伐材	育林業	○	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		○
	木製パレット（パレットに固定された 木製の構築物を含む）	全事業所		○
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、 畳等の天然繊維	建設業： 工作物の新築、改築、造成、除去に伴うもの		○
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等 の天然繊維	製糸業、紡績業等		○
	繊維くず	繊維製品製造業	○	
	布製の衣類、布団、 座布団等（プラを除く）	百貨店、スーパー、寝具店等	○	
動植物性残さ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、 酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、 めん類製造業、穀類・精粉業、 豆腐製造業等 卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等	○	○
	賞味期限切れの製品くず	同上	○	
動物系固形 不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		○
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	○	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等 のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		○
	ペット等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院等	○	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等 のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		○
	ペット等の死体	ペットショップ、犬猫病院等	○	

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出事業所	一廃	産廃
燃え殻	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すず）等	全事業所 （浴場、焼肉店、事務所等）		○
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		○
汚泥	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所 （工場、飲食店、旅館、国、県、市等）		○
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所 （ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		○
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所 （写真現像所、食品製造業等）		○
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		○
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発砲包装材、発砲トレー等	全事業所		○
	農業用マルチ、出荷用選別かご等 従業員が事業所で飲食した弁当がらなどのプラ容器、ペットボトルなど	会社、事業所等		○
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋・長靴等、天然ゴム製器具等	全事業所		○
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事業所		○
	従業員が事業所で消費した後、排出した物（飲料缶などの金属容器、金属製品等）	会社、事業所等		○
ガラスくず、 コンクリートくず、 陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		○
	従業員が事業所で消費した後、排出した物（びんなどのガラス製容器）	会社、事業所等		○
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼、製鋼圧延業等		○
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		○
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		○
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		○
産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固形物 焼却灰の熔融固形物 等	廃棄物処理施設		○

※それぞれの「ごみ区分」毎に処理が違うので、「ごみ区分」毎の分別をお願いします。

産業廃棄物

※処理については、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付や書面による契約等が必要です。

※くわしい分別やリサイクルの方法について、処理業者と事前に確認をしましょう。

事業系一般廃棄物

※中津市クリーンプラザへの持込み 又は 一般廃棄物処分業許可業者に委託してください。

※中津市クリーンプラザへの持込みには、一部の制限があります。